

令和6年(ワ)597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

被告 宗教法人円蔵院太陽の会

準備書面 3

令和7年8月27日

広島地方裁判所 民事第2部2C係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 清水 正



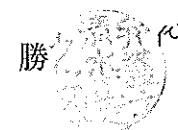
同 弁護士 石井 貴博



同 弁護士 大本 卓志



同 弁護士 川島 好勝



同 弁護士 佐藤 勝彦



同 弁護士 友清 一郎



同 弁護士 鳥谷 部茂



同 弁護士 那須 寛



同 弁護士 原田 武彦



同	弁護士	福	田	康	亮 
同	弁護士	三	保	友	佳 
同	弁護士	山	本	一	志 
同	弁護士	藜	園	泰	斗 

1 本件契約の法的性質について

(1) 令和7年7月1日の期日において、裁判所より指摘を受けた「準委任契約の場合には、被告（霊園側）から無理由解除が可能になるが、そのような解釈が相当か（相当ではないとすれば、本件契約は純粋な準委任契約とはいえないのではないか。）」との点について、原告の見解は以下の通りである。

(2) 本件契約の法的性質については、これまで原告において、以下のよう主張を行っていた。

① 本件契約は、納骨日から33年間の墓地使用権を設定した上で、墓地使用期間中の墓地管理及び墓地使用期間経過後の永代供養という事実行為の委託を主たる内容とする準委任契約の性質を有するものと解される（訴状第5、1項）。

② 本件契約においては、・・・事実行為たる永代供養、墓地管理が事業者によって行われることこそが重要なのであり、この点からすれば、本件契約は準委任契約の性質を持つものと評価するのが相当であり（原告準備書面1、第2、4項(2)ア）、本件においては、少なくとも納骨前に契約が解約された場合には、民法656条、同651条1甲、同648条3項に基づき、被告は、消費者に対して返金を行うべき部分があることは明白であり、これが一切ないとする本件規則等は消費者契約法9条1項に違反するものである（原告準備書面1、第2、4項(2)イ）

③ 仮に、本件契約が準委任契約以外の要素を含む混合契約であるとしても、上記に述べた永代供養、墓地管理等の役務については、納骨前であれば未履行であることに変わりはなく、これについて何らの返金も行わないとすれば、この点を定める本件規則等が消費者契約法9条1項に違反するものであることに変

わりはない（原告準備書面 1、第 2、4 項(2)ウ）。

上記原告の主張は、本件契約においては、本件契約において被告が負担する債務の主たる部分が、墓地使用期間中の墓地管理及び墓地使用期間経過後の永代供養等の事実行為を行うことにあるとの点に着目し、本件契約について準委任契約とするか（上記①②）、あるいは、本件契約について事実行為の委託以外の要素が含まれる混合契約であるか（上記③）のいずれにしても、本件契約において被告が負担する債務の主たる部分である事実行為（墓地管理、永代供養等）が未履行の時点である納骨前に解約がなされた場合に、何らの返金も行わないとすれば、この点を定める本件規則等が消費者契約法 9 条 1 項に違反するとするものである。

- (3) 本件契約の合理的意思解釈の結果として、本件契約において事業者側からの解除が制約されるとすれば、それは、準委任契約の条文上の規律（民法 651 条）からは外れることになる。

しかし、本件契約の法的性質についての原告の主張は上記の通りなのであって、本件契約が条文通りの準委任契約とはいえないとしても、原告の主張の当否には影響はない。

被告において、この点を問題とするのであれば、「本件契約においては事業者側の無理由解除が制約されていること」が、「事実行為（墓地管理、永代供養等）が未履行の時点である納骨前に解約がなされた場合に、何らの返金も行わないとすれば、この点を定める本件規則等は消費者契約法 9 条 1 項に違反する」との原告の主張の当否とどのように関連するのかを明らかにする必要がある。

2 請求の趣旨第 2 項、同 3 項について

- (1) 法第12条3項は、「第8条から10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれのあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。」と規定する。

同規定は、当該契約条項を内容とする契約の締結の停止・予防の実効性を確保する観点から、「停止又は予防に必要な措置」として、「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去」を請求できるとしている。そして、「当該行為に供した物」とは、契約の組成物である約款や勧誘マニュアルであるとされている。（『逐条解説消費者契約法』-甲21・202頁参照）

- (2) 請求の趣旨第2項において「別紙契約条項目録記載の規則等、使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された使用規則、「ご契約の内容」、その他一切の表示を廃棄せよ」と求めたのは、まさに上記法第12条3項における「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去」の表現である。

- (3) さらに請求の趣旨第3項において「従業員らに対し、第1項及び第2項記載の事項を周知させ、第1項の意思表示を行わないよう指示せよ」と求めたのは、法第12条3項における「その他当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとること」を具体化したものである。

法は、上記「必要な措置をとる」という作為請求を、本件差止請求訴訟の内容として認めており、かかる規定は、被告に対する「意思表示を行ってはならない」という請求の趣旨第1項の実効性を確保するうえで、必要な請求として法が予定しているものである。

- (4) 他の適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本の差止請求訴訟の判決例（甲 2 2）においても、本件における請求の趣旨第 2 項及び第 3 項に相当する請求が認容されている。
- (5) よって、適格消費者団体の差止訴訟においては、請求の趣旨第 1 項に加えて、第 2 項及び第 3 項の請求も、本件差止の一内容として請求するべきである。

3 本件契約から納骨までの期間以外の期間における平均的損害（法第 9 条第 1 項第 1 号）について

- (1) 法 9 条第 1 項第 1 号の平均的な損害額は、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額である。
- (2) 被告においては、納骨を行った日から 33 年間墓地を使用することができ、33 年の使用期間終了後は、永代供養方式で合同供養塔に改葬され、永代供養が行われる。

各期間において被告が行うことが予定されている役務の概要は、概ね、以下の通りとなる。

期間区分	被告側の債務の内容	証拠
契約から納骨まで	－	
納骨から 33 年間まで	墓地管理	甲 1 1
	ストーンプレート設置	甲 1 1
納骨から 33 年経過後	合同供養塔への改葬	甲 1 1
	永代供養	甲 1 1

- (3) 納骨から 33 年までの期間においては、墓地管理料について、経過した期間の割合に応じた損害が観念される。また、ストーンプレートが設置されていた場合には、同設置費用が損害となる。

納骨から33年経過後については、合同供養塔の永代使用料が5万円とされており（甲20号証の1）、同費用が損害として観念される。また、納骨から33年経過後に被告が実施する永代供養についても期間の経過に応じて損害を観念する余地がある。

- (4) 原告の把握する限りの資料に基づくと、本件契約から納骨までの期間以外の期間における平均的損害は、上記の通りであるが、損害に関する資料は被告に所在するものであるから、被告において説明を行うよう求める。

消費者契約法12条の4は、適格消費者団体は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が法第9条第1項第1号に規定する平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該条項を定める事業者に対し、その理由を示して、当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができる旨規定されているところ、原告は、被告に対し、訴状別紙契約条項目録記載の規則等（本件契約に基づき支払った使用料を一切返還しない旨を定める条項）に係る算定根拠を説明するよう求める。

以上